

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月14日
【会社名】	Jトラスト株式会社
【英訳名】	J Trust Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤澤 信義
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
【電話番号】	03(4330)9100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 常陸 泰司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
【電話番号】	03(4330)9100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 常陸 泰司
【縦覧に供する場所】	Jトラスト株式会社 大阪支店 (大阪市都島区東野田町二丁目8番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成26年2月13日の当社取締役会において、当社による子会社取得を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1. 特定子会社の異動に関する事項

#### (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : ケージェイアイ貸付金融有限会社  
 住所 : 大韓民国ソウル特別市江南区サムソン洞141 - 35  
 代表者の氏名 : 代表理事 ヤン・サンフン  
 資本金 : 875百万円 (平成25年10月末現在)  
 事業の内容 : 貸付業  
 1 韓国ウォン = 0.1円で換算

#### (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : - 株 (うち間接所有分 - 株)  
 異動後 : 875,000株 (うち間接所有分 - 株)

(注) 当該特定子会社の議決権の数は、当社の取得株式数を記載しております。

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : - % (うち間接所有分 - %)  
 異動後 : 100.0% (うち間接所有分 - %)

(注) 当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合は、当社の出資比率を記載しております。

#### (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社は、ケージェイアイ貸付金融有限会社の全株式を取得し、当社の子会社とすることを予定しておりますが、当該会社の純資産の額が当社の純資産の額の100分の30以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することとなりました。

異動の年月日 : 平成26年3月11日 (予定)

(注) 当該異動は、韓国の公正取引委員会の承認を前提として行われる予定であります。

### 2. 株式取得に関する事項

#### (1) 取得対象子会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 : ケージェイアイ貸付金融有限会社  
 本店の所在地 : 大韓民国ソウル特別市江南区サムソン洞141 - 35  
 代表者の氏名 : 代表理事 ヤン・サンフン  
 資本金の額 : 875百万円 (平成25年10月末現在)  
 純資産の額 : 10,047百万円 (平成25年5月末現在)  
 総資産の額 : 25,590百万円 (平成25年5月末現在)  
 事業の内容 : 貸付業  
 1 韓国ウォン = 0.1円で換算

#### (2) 取得対象子会社の最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益及び純利益

(単位 : 百万円)

決算期	平成23年5月期	平成24年5月期	平成25年5月期
売上高	7,389	7,624	7,858
営業利益	1,923	1,894	1,660
当期純利益	1,444	1,317	1,276

1 韓国ウォン = 0.1円で換算

(注) 当該取得対象子会社は、韓国において一般に公正妥当と認められた会計基準に基づいて財務諸表を作成しているため、経常利益は算出されておらず、売上高、営業利益、当期純利益を記載しております。

(3) 取得対象子会社の当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 当社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。  
人的関係 当社と取得対象子会社との間には、記載すべき人的関係はありません。  
取引関係 当社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。

(4) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社グループが日本国内で培った消費者金融事業のノウハウを活用し、韓国国内における優良な貸付債権の積上げを通じた事業の拡大及び収益力の強化を目的として行うものであります。

なお、当社は平成26年2月14日付で株式譲渡契約を締結し、韓国の公正取引委員会の承認を前提として、平成26年3月11日にケージェイアイ貸付金融有限会社の発行済み全株式を取得する予定であります。

(5) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

ケージェイアイ貸付金融有限会社の普通株式	11,650百万円
アドバイザー費用等(概算額)	40百万円
合計(概算額)	11,690百万円

1 韓国ウォン = 0.1円で換算

以 上